

特集

special 2 feature

検討が進む電子処方箋の仕組みや薬剤情報等のオンライン閲覧

処方箋の単なる電子化ではなく、 重複投薬防止等にも活用できるシステムへ

～処方情報のリアルタイム共有などを見据える～

Point 1

医療保険の被保険者資格等をオンラインで確認するシステム(オンライン資格確認等システム)が2021年3月に稼働する予定となっている。

Point 2

さらに10月には、レセプトから抽出される患者の薬剤情報を、本人同意のもと、医療機関で閲覧できるようになる予定。

Point 3

オンライン資格確認等システムを基盤として電子処方箋の仕組みを構築し、2022年夏をめどに運用を開始する計画で、具体的な検討が進められている。

今年3月からの1年数カ月で 大きく変わりそうなオンラインシステム

医療保険の被保険者資格等の情報をオンラインで取得できるシステムが、この3月に運用開始となる予定です。それに併せ、同システムがベースとなる電子処方箋の仕組みなどの検討も進められており、具体的な案が挙がってきました。

オンライン資格確認のシステムを基盤とした改革プランでは、①電子処方箋の仕組みを構築する、②全国の医療機関で患者の医療情報を確認できる仕組みを拡大する、③国民が自身の保健医療情報を活用できる仕組みを拡大する——ことが計画されています。

そのうち、医療情報を確認できる仕組みは、患者本人や本人同意のもとに医療機関で閲覧することが可能になるものです。今年10月には、レセプト情報から抽出される薬剤情報(服薬等の履歴)の照会・提供を可能とし、2022年夏をめどに、照会・提供可

能な情報を拡大する(手術・移植、透析、医療機関名等の情報を追加)とともに、電子処方箋の運用を開始するという工程が示されています。

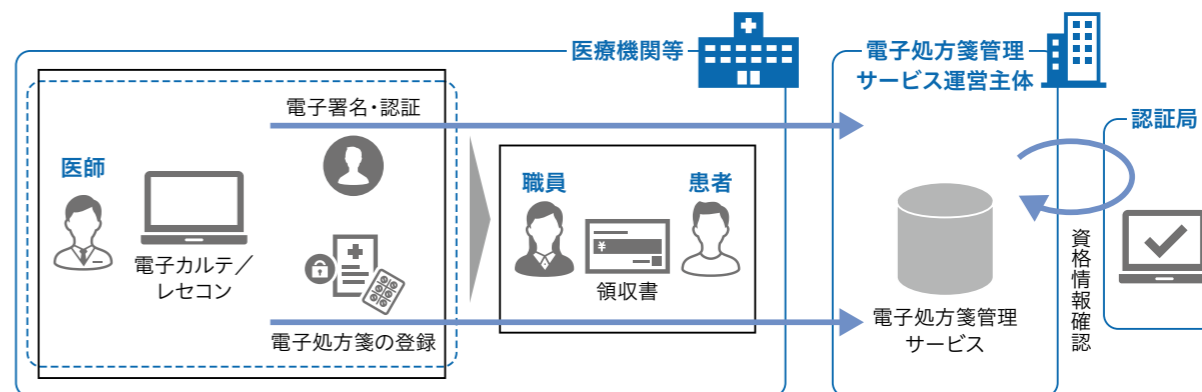
オンライン資格確認は、医療機関等において、患者のマイナンバーカードのICチップを読み取る、または健康保険証の記号番号等を入力することで、被保険者資格や医療費の限度額適用認定証等の情報を取得できるシステムです。

オンライン資格確認の導入に向け、医療機関と薬局におけるシステム整備・改修などの費用に対し、補助が行われています。厚生労働省は、2023年3月末までに、おおむね全ての医療機関・薬局が導入することを目指しています。

電子処方箋はリアルタイムの情報共有が 可能な仕組みを踏まえて検討

電子処方箋の仕組みについては、処方箋を電子化することのメリット等を整理・確認しながら、制度設計が検討されてきました。オンライン資格確認等

■ 電子処方箋の発行場面のイメージ(検討案)



■ 医師は電子カルテ等より処方内容を入力し、電子署名・認証により真正性を確保し、電子処方箋管理サービスへ登録する。

■ 既存のHPKI(Healthcare Public Key Infrastructure = 厚生労働省が認定している保健医療福祉分野の資格の電子証明)の仕組みを活用する場合の論点整理を進めるとともに、HPKIの課題も踏まえ、他の方法による真正性確保策について並行して検討を進める。

■ 患者が紙の処方箋を希望した場合は、紙で処方箋(原本)を発行できる仕組みとし、紙で処方箋を発行する場合も、処方・調剤情報を共有する目的から、処方・調剤情報を電子処方箋管理サービスに電磁的に提供する仕組みとする。

■ 医療機関が電子処方箋を電子処方箋管理サービスに登録する際、マイナンバーカードを有さない患者への対応について検討する。

■ 処方内容の事前送付については、既に民間事業者により実施されている例もあるため、連携できる仕組みを検討する。

● メリット

- 紙の処方箋の印刷に要するコストが削減される。
- 処方箋の偽造や再利用を防止できる。
- 患者が薬局に持参する紙の処方箋が不要になる。
- マイナポータルを活用し、直近の処方情報やレセプトの薬剤情報をトータルで一元的に確認できる。

※厚生労働省の「第5回健康・医療・介護情報活用検討会及び第4回医療等情報活用WG」(2020年11月6日)の資料「電子処方箋の仕組みの構築」(<https://www.mhlw.go.jp/content/12600000/000691622.pdf>)に基づいて加工・作成。

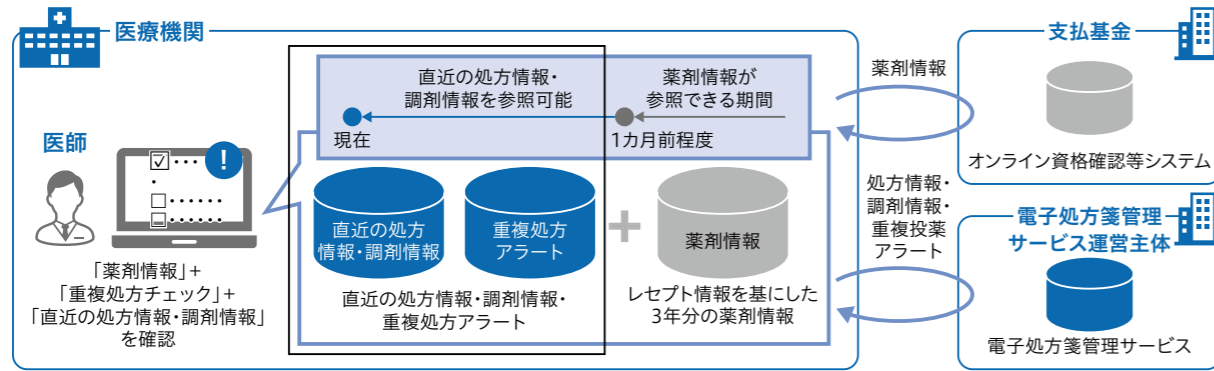
システムを基盤にすることにより、リアルタイムで情報を共有し、重複投薬の回避などにもつながる仕組みにすることなどが検討されています。

具体的な検討の方向性には、①患者の同意を得た上で他の医療機関や薬局の処方・調剤情報を閲覧できるようにする、②電子化された複数の処方情報をリアルタイムで共有し、飲み合わせ確認や適正服薬の指導、実効性のある重複投薬防止等(多剤等による有害事象の防止等)に活用できる仕組みにする、③紙の処方箋にも設けられている備考欄を電子処方箋でも活用し、検査値や病名など、医師が必要と判断した情報が書き込めるような機能を付加する、

④他の医療機関や薬局の処方・調剤情報の閲覧だけでなく、重複投薬や相互作用等について、チェックを行いアラートを発する機能を付加する——などが挙げられていました。

また、患者が紙の処方箋を希望した場合は、紙で処方箋(原本)を発行できる仕組みにし、紙で発行する場合も、情報を共有する目的から、処方・調剤情報を電子処方箋管理サービスに提供(送信)する仕組みにすることが検討されています。

■ 電子処方箋の処方入力場面のイメージ(検討案)



- 患者の同意を得た上で他の医療機関や薬局の処方・調剤情報を閲覧できるようにする。
- 電子化された(複数の)処方情報をリアルタイムで共有し、飲み合わせ確認や適正服薬の指導、実効性のある重複投薬防止等(多剤等による有害事象の防止等)に活用できる仕組みにする。
- リアルタイムの処方情報と過去の薬剤情報等を活用し、効果的な健康管理や疾病管理に資する仕組みにする。
- 調剤を終えた過去の処方情報等の閲覧については、オンライン資格確認等システムの薬剤情報閲覧と同様に、マイナンバーカードによる同意に限ることとし、オンライン資格確認等システムにおける資格確認時に併せて同意を得ることとする。
- 他の医療機関や薬局の処方・調剤情報を閲覧するだけでなく、重複投薬や相互作用等について、チェックを行いアラートを発する機能を付加する。
- 紙の処方箋にも設けられている備考欄を電子処方箋でも活用し、検査値や病名など、医師が必要と判断した情報が書き込めるような機能を付加する。

● メリット

- 複数の医療機関・薬局間での情報の共有が進むことで、実効性のある重複投薬防止等が可能となる。
- 疑義照会や調剤情報の確認等の負担が軽減される。
- 直近の処方情報とともに、オンライン資格確認等システムから入手できる薬剤情報等を基に、より質の高い医療の提供に資することができる。
- 他の医療機関・薬局の処方・調剤情報を踏まえ、安全・安心な処方・調剤を受けることができる。

※厚生労働省の「第5回健康・医療・介護情報利活用検討会及び第4回医療等情報利活用WG」(2020年11月6日)の資料「電子処方箋の仕組みの構築」(<https://www.mhlw.go.jp/content/12600000/000691622.pdf>)に基づいて加工・作成。

■ 薬剤情報は、9月診療分レセプトから抽出開始、過去3年分の情報が閲覧可能に

3月のオンライン資格確認のシステム稼働から約半年後を予定している、患者の薬剤情報の照会・提供は、医療機関等から毎月請求される医科・歯科・調剤・DPCレセプト(電子レセプト)から抽出した薬剤の情報が対象となります。

その内容は、患者の氏名、性別、生年月日、年齢、保険者番号、被保険者証等記号・番号・枝番などの受診者情報をはじめ、調剤年月日、処方医療機関識別、処方区分、使用区分、医薬品名・成分名、用法、

用量、調剤数量といった薬剤情報が閲覧できるようになる予定です。

薬剤情報は、2021年9月診療分のレセプトから抽出を開始し、過去3年分の情報が閲覧可能になる見込みです。

処方した、または処方箋を発行した医療機関の識別については、医療機関ごとの固定番号ではなく、薬剤情報を閲覧するごとに付番され、自院か他院の識別、他院の中での識別(他の医療機関の数)が可能となる仕組みが検討されています。

なお、患者の特定健診情報の照会・提供は、オンライン資格確認のシステム稼働と同時に可能となる予定です。

■ オンライン閲覧が可能となる薬剤情報の概要(検討案における表示画面のイメージ)

作成日:2022年1月8日 1/4ページ

| | | | |
|------|------------|----------|------------|
| 氏名カナ | 〇〇〇〇〇〇 | 保険者番号 | 98765432 |
| 氏名 | ■■■■■ | 被保険者証等記号 | 1234567890 |
| | | 被保険者証等番号 | 1234567890 |
| 生年月日 | 1975年2月20日 | 性別 | 男 |
| | | 年齢 | 46歳 |
| | | 枝番 | 00 |

この薬剤情報一覧は、2021年11月までに調剤された医薬品情報を表示しています。但し、一部は表示されない場合があります。(紙レセプトや医薬品が包括される場合など、医薬品が表示されない場合があります)

■ 処方実績

| 調剤年月日 | 処方医療機関識別*1 | 処方区分*2 | 使用区分 | 医薬品名 | | 調剤数量*4 |
|-----------------|-------------|--------|------|--------------------------------|---------------------------------|----------------------------|
| | | | | (成分名) | 【用法】*3 / 【1回用量】*3 / (用法等特別指示)*3 | |
| 21年11月 28日 | (001) 院外 他院 | | 内服 | 1. 〇〇〇〇100mg錠 (□□□□□□酸塩) | 【1日1回就寝前】 | 1錠 30日分 |
| | | | | 2. 〇〇〇〇25mg錠 (□□□□□□) | 【1日〇回〇〇〇】 | 2錠 30日分 |
| | | | | 5. 向)〇〇〇〇錠2mg (□□□□□□) | 【1日〇回〇〇〇】 | 1錠 30日分 |
| | | | | 6. 〇〇〇〇錠500mg (□□□□□□) | 【1日〇回〇〇〇】 | 2錠 30日分 |
| | (002) 院外 | 院外 | 外用 | 1. 〇〇〇〇〇〇〇2mg「〇〇〇」 (□□□□□□) | (外用 1日1回 1回1枚 胸部) | 28枚 1処方分 |
| 14日 (003) 院外 他院 | | | | | | 1. 〇〇〇〇〇錠200mg (□□□□□□) |
| | | | | 2. 〇〇〇〇〇錠10mg「〇〇」 (□□□□□□) | 【1日2回朝夕食後】 | 2錠 28日分 |
| | | | | 5. 〇〇〇〇錠250mg「〇〇〇」 (□□□□□□) | 【1日3回食後】 | 6錠 28日分 |

— 次頁へ続く —

【注意事項】

- *1 処方または処方箋を発行した医療機関を識別するための番号等を表示しています。また、この番号は、薬剤情報を閲覧するごとに付番されますので、医療機関ごとの固定された番号ではありません。
- *2 入院/院内/院外で分類し、その場合「院内」とは、入院や院外(薬局)で調剤された医薬品以外の医薬品を指します。
- *3 抽出元が調剤レセプトの場合に表示しています。
- *4 調剤時の使用方法(数量、回数、日数等)と一致しない場合があります。

※厚生労働省の「第4回健康・医療・介護情報利活用検討会、第3回医療等情報利活用WG及び第2回健診等情報利活用WG」(2020年10月21日)の資料「オンライン資格確認等システムを基盤として提供される情報について」(<https://www.mhlw.go.jp/content/12600000/000685277.pdf>)に基づいて加工・作成。